

| | |
|--------|------------------|
| 原議保存期間 | 5年（令和11年3月31日まで） |
| 有効期間 | 一種（令和11年3月31日まで） |

警視庁地域部長
警視庁刑事部長 殿
各道府県警察本部長
（参考送付先）
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁捜一発第32号、丁生企発第16号
令和6年3月1日
警察庁刑事局捜査第一課長
警察庁生活安全局生活安全企画課長

移動警察に係るすり事件の発生連絡及び発生地不明の窃盗事件に係る被害届の取扱い等について（通達）

すり事件は、列車等の交通機関において複数の都道府県警察の管轄区域にわたって発生するところ、移動警察に係るすり事件の発生連絡及び発生地不明窃盗事件の被害届を受理した場合の措置については、引き続き下記のとおりとするので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、「移動警察に係るすり事件の発生連絡及び発生地不明の窃盗事件に係る被害届の取扱い等について」（平成31年3月11日付け警察庁捜一発第33号ほか）は廃止する。

記

1 移動警察に係るすり事件の発生連絡

都道府県警察においては、移動警察に係るすり事件の発生実態を的確に把握するため、次のとおり対応することとする。

(1) 報告体制の確立

移動警察に係るすり事件の発生については、本部報告事件とするなど、報告体制を確立すること。

(2) 関係都道府県警察への連絡

他の都道府県警察の管轄に係る事件については、すり事件捜査担当課を通じて、おおむね次に掲げる事項を事件を管轄する都道府県警察へ速やかに連絡すること。

ア 発生日時

イ 発生場所

ウ 被害者

エ 被害金品

オ 被害状況

カ 受理警察署及び移送・引継ぎ先警察署

キ その他参考事項

2 移動警察に係る発生地不明窃盗事件の被害届を受理した場合の措置

移動警察に係る発生地不明の窃盗事件については、

- (1) 被害者が列車、バス、船舶、航空機等の交通機関（以下「列車等」という。）に乗車、搭乗（以下「乗車」という。）中に被害を認識した場合には、認識後、当該列車等が最初に停車、寄港等する駅、バス停留所、港、空港等（以下「駅等」という。）を管轄する警察署
- (2) 被害者が列車等に乗車中に被害に遭ったが、乗車中に被害に気付かず、列車等から下車、下船等（以下「下車」という。）した後に被害を認識した場合には、下車した駅等を管轄する警察署
- (3) 被害の認識又はその他の事情により、被害の時点を特定できた場合、当該特定の時点以降、最初に停車、寄港等する駅等を管轄する警察署を犯罪捜査規範第78条第1項に規定する「その他の適当な警察」として運用することを基本とする。

3 その他

- (1) 被害者への移送又は引継ぎ先等の教示

移動警察に係るすり事件及び発生地不明窃盗事件の被害届を受理した警察は、当該事件を他の警察署に移送又は引き継ぐ場合には、被害者に対して、移送又は引継ぎの理由と移送又は引継ぎ先を教示すること。

- (2) 関係各部門との連携

すり事件捜査担当課は、鉄道警察隊等関係各部門と相互に緊密な連携を図り、移動警察に係るすり事件の発生実態を的確に把握するように努めること。